

# 社会的養護関係施設福祉サービス第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス
---------------

## ① 施設の情報

名称：青谷こども学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 水砂 美喜代	定員（利用人数）：35名（35名）	
所在地：鳥取県鳥取市青谷町善田 31 番地 1		
TEL：0857-85-0358	ホームページ： <a href="http://www.tottori-aofuku.jp/page7">http://www.tottori-aofuku.jp/page7</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日：昭和26年1月11日		
経営法人・設置主体：社会福祉法人 青谷福祉会		
職員数	常勤職員：30名	非常勤職員 7名
専門職員	（専門職の名称）	
	施設長 1名	管理宿直等職員 6名
	基幹的職員 1名	事務 1名
	家庭支援専門相談員 1名	嘱託医 1名
	里親支援専門相談員 1名	
	個別対応職員 1名	
	心理療法担当職員 1名	
	児童指導員 5名	
	保育士 16名	
	栄養士 2名	
	事務職員 1名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	本園児童棟 3ホーム	本園管理棟 1棟
	各ホーム6室	本園自立訓練棟 1棟
		本園物干し棟 1棟
	分園児童棟 2ホーム	本園会議室、図書室 1ヶ所
	各ホーム5室	分園プレイルーム 1ヶ所
		分園家庭支援ルーム 1ヶ所
		分園子育て短期利用居室 1ヶ所
		分園面談室兼静養室 1室

## ② 理念・基本方針

### ■基本理念

- 利用者の人権を第一にした施設運営
- 地域に開かれた施設運営
- 職員の資質向上を常にめざす施設運営

### ■運営基本方針

『すべての児童の幸福を よい環境の中で』 ～あの子もこの子も皆の子である。身の限り、心の限りをつくしてもすべての児童の 幸福をよい環境の中で育てたい～

- 私たちは、安心安全な環境及び運営の資質向上に努めます。
- 私たちは、子どもの尊厳を守り、人権侵害の防止に努めます。
- 私たちは、子どもの個性を理解し、信頼関係の構築に努めます。
- 私たちは、子どもの主体性と自己決定の尊重に努めます。
- 私たちは、再び家族として歩み寄れる子ども・親支援に努めます。
- 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもの育成に努めます

### ■養育の重点

「あたりまえの家族生活・あたりまえの家族関係＝あたりまえの幸せの基礎を培う」  
～新しい“あたりまえの生活”をこどもと職員で創っていく～

いたわりあい和やかでくつろげる暮らしの場（生活の場・養育の場）

- (1) 安心・安全・清潔な環境の中での、生活習慣の定着
- (2) 心身の回復と、健全な育ちの支援
- (3) 社会性の向上と感謝の心の醸成
- (4) 共に創り上げる自立への道筋とアフターケアの継続
- (5) 親子関係の修復と家族支援
- (6) 里親・関係機関等との連携強化と地域と歩む生活

## ③ 施設の特徴的な取組

- ・ 大舎制から平成6年から小舎制にその後平成22年に小規模グループホーム体制を取り入れ、全国の中でも先駆的施設であり、各ホームに職員を配置し、個々の子どもの特性を理解しながら、子どもに寄り添いきめ細かいケアを行い、自立支援を心がけておられます。
- ・ 地域ニーズを把握し、一時保護・ショートステイ・トワイライトステイを積極的に行っておられます。
- ・ より個別的支援を強化できるように、心理療法担当職員や個別対応職員、家庭支援専門相談員などの専門職に加え、今年度より里親支援専門相談員を配置し、個々のケースについて各専門分野からみる分析のうえ総合的な見直しを図り、適確な支援に繋がるよう努めておられます。
- ・ 地域の子ども会に属し、積極的に参加し盛り上げ、学園の児童と職員が地域の一員とし

て活性化に貢献されています。

- ・ 民生委員・里親会との交流も定着しており、友好的な関係作りができています。

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年6月10日～ 令和元年11月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（平成28年度）

### ⑥総評

#### ◇特に評価の高い点

児童養護施設としての質の向上を目指し、最初の福祉サービス第三者評価（平成23年）受審から今回で5回目となります。

県監査指導等も含め、施設の組織的な運営や経営改善等及び新たな小規模施設（2ヶ所）の増設（平成22年度・平成27年度）による新園舎でのサービス提供が始まるなど、5つのホーム全てが小舎制（小規模化）施設としての運営が行われています。

今後、現在の本園（3棟）は、建築25年を経過していることから新たな社会的養育ビジョンに沿って、「高機能・多機能」への更なる機能転換計画の実現に向けた取組みや働き方改革等、新たなサービス運営への実現に向けて取組みが開始されています。

また、地域のニーズによるこども食堂（けたかくるりこども食堂）青谷会場設立に向け、施設が持つ機能（子育て相談や子どもとの遊び等）を活かした協力・支援の準備中で実現が間近です。

卒園児のアフターケア（ひだまり）の充実及び里親支援機関等との連携強化を図る目的で、里親支援専門相談員（平成31年4月）を配置される等、行政が目指す「社会的擁護の課題と将来像」に向けた「家庭的擁護推進計画」及び「都道府県推進計画」の目標に向けて、施設としての役割を明確にした取組み（小規模化（多機能等）及び里親等への委託推進）が進められています。

今回の第三者評価で、特に評価する点は、職員の方々の生き生きと活動する姿や笑顔に加えて、落ち着いて日常の業務への自信（誇り）を持つての対応（受け応え）が印象的であり、今後における児童養護施設としての目標・目的を明確にされ、理解と納得がされた取組みによる実践が行われることです。

また、昨年度は、①生活習慣が定着し、入所児童全員が毎日登校している。②家庭復帰を果たしたケースがあり、親子が笑顔で暮らしている。③一時保護委託や市町村からのショートステイや日帰りステイの体制を整え、毎月の利用があった。④里親協力を得て、児童の家庭的な生活経験につなげている。⑤親子の再統合へのステップとして、施設の宿泊室を利用する家族を増やす取組み。⑥昨年10月の台風24号で当園の本園が浸水被害を受け、日頃の防災訓練の対策等効果を発揮したこと及び地域の多くのボランティアに感謝しながら経験を次の時代へ引継ぎ、今後も継続した生きた訓練を実施。

地域との交流の取組みや子どもたち穏やかで、安心して落ち着いた生活を送っている状況から全ての入所児童の学校への登校やさまざまな団体との交流、華道教室や金融教室が

定期的に行われ、施設の成り立ちを振り返る「三白の食事」（質素な食事）の意味が伝えられ、どこにでもありふれた普通の暮らしができるための工夫された施設運営行われています。

#### ◇改善を求められる点

中・長期的な計画として、本園（3棟）の小舎制（小規模化）に新たな「高機能・多機能」への更なる機能転換計画の実現に向けた取り組みによる児童が快適な暮らしができる空間の確保の検討が進展しています。

1) 社会の変化に適応するための児童養育・支援におけるサービス運営である「児童自立支援計画票の運用の在り方の検討や「自立支援計画票（理念）～養育・支援の実践～計画各項目における児童の現状と課題～対策～新たな目標（計画）」に加え、「生活習慣の学び」や「学習」による社会で生き抜く自立化に向けた取り組みのモニタリング（毎月）の実施や心理支援プログラムの作成による養育・支援に取り組まれることを期待します。

2) 児童福祉法改正（平成28年度）による新しい社会的養育ビジョンによる改革が進展している中、当園の理念・運営基本方針に基づき、養護施設としての役割・機能の目的を再認識し、新たなビジョンへの取り組みマニュアルの再編成が重要となっております「職員が業務で困った時の知識や行動等の意味合いや誰のために、何のために、どのように養育・支援を行うか」等の各種マニュアル（規定・手順書）等の再構築や定期的な改善・見直しが必要となっております。

また、変化する社会に即応した新たな業務運営に対する職員の指示待ちを極力減少させるための効率化にもつながり、職員間の業務内容の異差が応じることなく適正な施設運営を行なう為にも、マニュアル等の改善・見直しは重要な取り組みとなると思います。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

平成23年、当園における施設内虐待事案発生から8年目。私たち職員は、当時を風化させず、子どもを主体とした子どものための施設としてどうあるべきかを考えてきました。そんな中、今年度は、国の方向性・新しい社会的養育ビジョンを把握し、理解したいというホーム職員の声があがり、県に講師を依頼し、園内研修として学ぶ機会を設けました。

新任職員は、これからの経験と共に、先輩職員のサポートを受けながら意味を捉えていくでしょう。何より、勤続年数5年以上、或いは10年前後の職員達が自ら社会的養育を必要とする子ども達のために、公的立場で支援できる施設として本気で向き合おうとする姿勢が見られたことは、これから当園が進むべき道が広がることと自負しています。

しかし、実情は、目の前の子どもに向き合いながらあたりまえの日常を送ることはできていても、個々にあった支援、或いは一人ひとりを尊重した支援が適切になされているかと問われた場合に支援者側となる職員自身が「十分ではない」とか、「疲弊している」状態になっていると答えることも少なからずあります。相談し合える職員関係とはいいいながらも、それだけでは解決していくものではありません。

働き方改革による職員の労働のあり方にも職員の話し合いや相互理解が必要になります。その時間さえ調整するのも至難の業といってもよいくらいです。よってご指摘のよう

に、ただ揃えたマニュアルをそのまま使い続けるのではなく、子どもを取り巻く環境を的確に捉え、実践に結びつく具体的でわかりやすいマニュアルであるかどうか各項目別に点検した後、再編成をしていくことを一番に取り組みたいと思います。

また、昨年度は台風 24 号で本園 4 ホームが水災害を受けましたが、多くのボランティアの方々の支えで復旧できました。地域の地理的状況の把握と、緊急時に助け合える近隣同士や関係機関が“顔の見える関係づくり”でなければならぬことも痛感しています。

本園舎の建て替えも計画していますが、今後の国のビジョン①里親委託の推進（→今年度より里親支援専門相談員配置により、専門性を発揮できる支援の学びを開始）②自立支援の充実（→アフターケアの推進力アップ・支援員の配置を検討）③高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進（→本園の建て替え方検討・専門性を高める研修及び検討会の充足）の計画事項を加味したものにならないかなりません。

この青谷地域に根差す当園が担えるものは何かを職員及び地域社会に理解してもらうには、中長期的に具体的に取り組めるものを明確に示す必要があります。それには法人本部や理事会等に相談することは勿論、生活の主体者である子どもの意見を尊重し、家族の子どもに対する理解を得る努力、更に地域の福祉ニーズを把握する努力を惜しまず、近隣同士が安心して合える生活を営んでいけるものを考え、地域の支援拠点となっていくことを目指します。

最後に、支援者(職員)の「働き甲斐のある仕事」と、「子どもが安心安全を感じ、尊ばれる生活」との間に温度差がない代替養育を追求していく考えです。皆様、どうかご指導お願い申し上げます。

## ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成 27 年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## 第三評価結果

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と施設

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>理念・基本（養育）方針が明文化され、事業計画時の職員会議での説明及び施設内への掲示、青谷こども学園ご案内の手引書、ホームページにも記載され、施設の運営方針等も併せ掲載され周知が図られています。</p> <p>毎朝の職員の引継ぎ会と職員会では必ず全員で唱和し、理念や基本方針を確認する等、業務対応時に困った時に立ち返る職員自らの行動や言動の原点であることが浸透しています。</p> <p>子どもへの説明は、利用開始時の学園の手引きで丁寧に説明が行なわれています。</p> <p>家族等には、利用開始時のアセスメントの際、学園の手引きやパンフレットによる説明が行われています。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>前年度より「都道府県社会的養育推進計画」の策定が推進されていますが、経営課題である「小規模（最大1ホーム定員6名）及び高度専門的なケア必要児は、施設内小規模施設（最大ホーム定員4名）かつ地域分散化（現在2ヶ所）、高度機能化・多機能化の機能転換に加え、国の新ビジョンとして、①子どもが権利の主体であることを明確にする②家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実③家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進する等の主な提言に対して、前年度から現状分析・計画素案づくり等の新ビジョン対応の取組み検討が行われています。</p> <p>地域の行政及び児童相談所、里親会等との密接な連携による各種データの確保及び当園の養育課題・職員体制及び本園や管理棟施設の建設改善等を検討中です。</p> <p>今後、中・長期的に反映させ、職員に対しては、新たな養育ビジョンに向けた事業運営方針等を十分に周知する等、組織全体が共通認識に沿った取組みに期待します。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>前年度から現状分析・計画素案づくり等の新ビジョン対応の取組み検討が行われている中、関係機関等、社会的ニーズ及び経営課題を踏まえた10年程度の長期計画に基づいた「入所者定数見直し、小規模化、園舎建て替え、地域交流等」の取組み方針・目標を設定し、基幹的会議・ホーム長会議での検証や月1回職員会の場で、経営課題改善施策の具体的な取組み及び施設運営等に関する施策等を職員との共有を図り、具体的な取組みを進めて行かれることに期待します。</p> <p>新ビジョンの経営は、経営目標が施設全体及びホーム単位の運営が基本となり、職員一人ひとりの知識・技術の力量が経営に反映することから計画的な研修の実施や業務におけるホーム運営での役割・機能の明確化と連携強化及び定量化された目標を設定し、具体的に取組みを進める施設運営を望みます。</p>		

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <p>国の「新しい社会的養育ビジョン」、「鳥取県社会的養護推進計画」に対応した当施設運営組織全体の今後の在り方として、「園舎建て替え計画」「ホーム単位の経営収支分析対策」「子ども将来を夢見るものへの自己実現に向けた支援対策」及び国が示す「市町村の子ども家庭支援体制の構築」「里親への包括的支援体制（フォスタリング機能）の抜本的強化と里親制度改革」「永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進」「全年齢層にわたる里親委託率向上に向けた取組み」「子供のニーズに応じた養育の提供と施設の抜本的改革（小規模化・地域分散化・常時2名以上の職員配置（概ね10年以内））等々の方針に対する当園として中・長期的なビジョンの実現化の為、本園等の高度・多機能化に向けた建て替え検討中に加えて、事業運営の改善及びホーム単位の収支改善等が検討されています。</p> <p>少子高齢化、人口減少等に歯止めが利かない大きな変革の社会の中で、今後の児童養育サービスにおける将来あるべき姿等は、組織内での検討状況について共有を図りながら事業の運営が進められていることから具体化された資料等での中・長期的ビジョンに沿った事業計画の整理や策定には少しの時を要するものと想定されます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p>〈コメント〉</p> <p>単年度の事業計画は、学園の理念、基本方針に基づき、当園の現状と課題、養育の重点、各ホームの暮らしの場（生活の場・養育の場）の重点項目目標、人材育成（組織力アップ施策）、各ホームの経営の充実（職員・児童・共通体験研修（行事等）、施設設備・環境整備（地域分散化・高機能化（アフターケア）・多機能化（地域の子育て家庭への支援）に関する事項、災害防災対策等及び事業経営に関する各種データ等が適格に整理されています。</p> <p>年度当初に、職員会議及び職員への面談等の実施により、当年度の事業計画の内容等の共有が図られた施設事業運営が行われています。</p>		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>青谷こども学園として、養育部・事務部等による事業運営状況の把握（基幹的会議等）が行われ、社会福祉法人本部への月次報告（事業計画実施状況等）による理事会（評議員会）の場で、進捗状況等の報告及び評価・見直しが行われる等、事業運営における適正化の推進に向けた取組みが行われています。</p> <p>事業計画は、職員一人ひとりの理解度が異なっていることが散見される部分も見られる為、事業計画の項目毎に、工程（日程等含む）や定量化（数値化）した目標及び具体的（5W1H方式等）に掘り下げられた目的・目標を定める等の工夫された事業計画策定が望まれます。</p> <p>事業計画の実施結果については、毎月の職員会議で進捗状況の分析及び今後の取組み方針等が共有されていますが、事業計画の進捗管理や実施状況の把握は、「各ホーム運営状況」「里親支援活動状況」「個別対応活動状況」「家庭支援活動状況」「心理療法支援状況」「児童の生活習慣や養育状況」「行事計画（安心・安全の防災対策含む）の実施」「社会的養育ビジョン計画の対策状況」「地域交流活動状況」「施設設備改善計画等の実施状況」「損益計画分析」が行われ、職員一人ひとりの関わり及び計画に対する進捗管理や対策が適切に行われ、次へのステップに向けた活動が明確に示されることが望まれます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者が集まる機会がないので、集まって説明する機会は設けられていません。</p> <p>児童養護施設を取り巻く社会情勢の変化や新養育ビジョンに向けた施設運営への今後の動きによる事業計画の変更等が子どもや保護者等に分かりやすく周知できる資料等を作成される事を望みます。</p>		

#### I-4 養育・支援の質の向上への施設的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が施設的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が施設的に行われ、機能している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基幹的会議、ホーム長会議、職員会議、事業運営の振り返り（毎月）及びケース会議（毎週金曜日）等で、養育・支援の質の向上を目指し、話し合い等が行なわれています。毎朝の引継ぎ時では、日々の子どもの様子等を報告し養育方法等の検討が行なわれ対応されています。</p> <p>年1回自己評価が行われており、第三者評価も定期的に行われており、その結果についても分析・評価も行われています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年の自己評価及び3年毎の第三者評価受審の評価結果については、基幹的会議、ホーム長会議、職員会議等で話し合わせ課題分析を行い、改善が推進されています。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページ及び事業計画等へ園長としての運営方針を明確に示されており、職務分掌も明文化され、職員への周知も適切に行われています。</p> <p>施設の運営は、本園・分園の5ホームに、ホーム長によるホーム運営が行われ、ホーム包括長（2名）がホーム運営の総括担当としての業務推進が行われ、組織の全体の動きや情報が園長へ入る仕組みが構築されています。</p> <p>有事における役割と責任また、不在時の権限委任についても職員に周知されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>青谷福祉会として、社会福祉法人青谷福祉会定款・諸規定及び子どもの権利擁護及び就業規則等が制度化されており、遵守されています。</p> <p>園長は法令遵守等に関連する研修にも参加され、組織や職員が遵守すべき法律や想定される社会的ルールや倫理に基づき、法令遵守（コンプライアンス）の周知に取組まれています。</p> <p>施設における法令遵守体制として、マニュアル等の定期的なチェック・改善・見直し等が望まれます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画による組織の事業運営における進捗状況の把握・改善等に加え、5ホーム全ての日々の動きを朝会や各種会議（ホーム長会議、職員会議、会計部会）での月次会議等で把握する等、子どもへの養育・支援の最善に向けた取組が意欲的に行われています。</p> <p>職員一人ひとりへの面談による事業運営に関する意識共有及び指導・アドバイス等を通じた施設運営に対する園長方針の理解や質の向上を目指す取組及び組織強化としての人材育成体制による園内外の職員研修計画が策定され、養育・支援の質の向上に向けた研修への参加が行われています。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>国の新たな「社会的養育ビジョン」に対応するための現行の経営課題の検証や改善及び業務の効率化（各種書式見直し及びICT情報通信技術促進等）に加え、入所の子どもに対する家庭的な養育に向けた小規模化による安心・安全な居場所確保等に連動した人員体制、運営方針等の新たなビジョンが必要不可欠である旨の改善意欲を持ち、行政等との連携が図られています。</p> <p>今年度、園長の交代があり、組織体制が新たにスタートしたが68年の長い歴史の中で培われた児童養護施設の運営ノウハウに加え、運営方針である「すべての児童の幸福を 良い環境の中で」を目指すために職員全員で実行していこうという園長の姿勢が見られ、職員も全体的に明るく前向きに働いています。</p> <p>更に具体的で実行性のある対応や行動指標を具現化した指導力に期待します。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>専門学校、ハローワーク、就職フェア、ホームページ等を活用して、人材確保の取組みが行われています。職員1人あたりの利用者数1.59人と人事基準に適合した人材確保（平均在職年数7.25年）による施設運営が行われています。</p> <p>職員の定着等については、専門職に必要な資格取得の推進、育成等を積極的に支援されています。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会福祉法人青谷福祉会の人事基準（給与規定）に沿った総合的な人事管理が行われています。</p> <p>「ジョブ・カード制度」が導入されており、職員間での評価も実施されており、年2回の賞与に反映させる等、日常の業務に密着した評価体系が導入されています。</p> <p>人事考課制度もあり、園長との年2回の面談や研修会での発表等の取組みも評価の対象となっています。</p>		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園長と職員への面談が行われ、事業の振り返りやホームの課題、研修及び就業に関する要望等の意見集約が行われています。</p> <p>国の働き方改革等に伴い、「ワーク・ライフ・バランス」とれた園運営、ホーム運営が求められる中、不規則な業務体制での仕事と生活のバランスへの配慮が行なわれています。</p> <p>就業規則としての法定労働時間（週40時間、1日8時間労働等）の遵守、有給休暇、産後休暇、育児休暇等の業務運営及び福利厚生（互助会）や忘年会、新年会等も開催されています。</p> <p>健康診断も年2回行われ、ストレスチェックの実施、インフルエンザ予防接種（事業所負担）等、子どもの支援者である職員の心身への健康管理等についての取組みが行われています。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設が目標とする運営基本方針に沿った職員への「期待する職員像」を明確にされています。</p> <p>年度当初、中間、期末と個人面談が実施されており、職員一人ひとりの育成に向けたより良い振り返りができています。</p> <p>スキルを考慮した職員一人ひとりの研修希望や目標設定等が行なわれています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>組織内の研修部会による園内外研修（養育関係の専門研修、児童養護施設研究協議会、CSP（コンセンサスペアレンディング）研修、交通安全、人権研修、防犯研修等が実施されています。</p> <p>また、一般社団法人「ひだまり」への研修計画に基づき、青谷こども学園の文化の創造の目的を達成するための研修が計画され、取組まれています。</p> <p>なお、青谷こども学園の文化の創造とは、</p> <p>①何故、ここ（施設）で暮らすことになったか」その事実を子どもが受け止めるためには、職員がその事実をわかちあう姿勢をもつということ。</p> <p>②あたりまえの生活の保障（衣食住・学力・人権・家族関係）を一番に考え、あたりまえの幸せの基礎を養うことが位置付けられています。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>組織における研修部会等の研修体制を整え、階層別研修（新任研修・中堅研修・上級研修・基幹的職員研修、園長研修）と位置づけ職員一人ひとりの経験年数等を勘案した研修が行われています。</p> <p>職員一人ひとりの研修履歴に加え、専門資格取得状況及び中・長期における実施研修記録に基づき、段階的な育成計画に沿った①人材育成の基本 専門性の追求研修 ②資質と倫理 人格的資質向上研修③子どもの権利擁護 権利擁護研修 ④知識 実践に必要な知識・知見に関する研修⑤子どもの支援技術研修 ⑥チームアプローチと機関協働 チームアプローチの手立て等研修⑦家族支援・手立て研修 ⑧里親・ファミリーホーム支援 里親支援・協働研修等の計画的な知識・スキル向上に向けた研修が必要となります。</p> <p>今後においても児童養護（養育）に必要な社外研修及び施設内でのOJT研修等、人材育成の場を積極的に確保されることを望みます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生等の受入れの体制を整え福祉関係学校との連携等を図り、前年度は17名（短期大学、地域教育学部、福祉短期大学等）の受入れが積極的に行われています。</p> <p>実習担当は基幹職員があたり、実習開始時にオリエンテーションによる、研修時の注意事項や実習内容等の説明を行い実施されます。</p> <p>プログラム等については、事前に実習生側の学校と調整を図り研修が行われています。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会福祉法人青谷福祉会 青谷こども学園としての企業理念・運営基本方針及び運營業務、養育目標、施設紹介、行事紹介、職員構成、苦情窓口の設置（苦情解決第三者委員会・青こキッズ見守り会体制含む）、福祉サービス第三者評価実施状況等による事業運営に係る地域への理解を得るための情報が、広報誌（法人広報誌：「なりすな」・施設案内書：青谷こども学園等）及びホームページ等への掲出による情報公開が行われています。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の経営・運営は、法人本部の内部統制による各種規定（経理、事務処理、各種の購買等のルール）に基づき、施設運営である養育・支援の取組みが行われています。</p> <p>また、法人本部による内部監査（チェック体制）及び行政（県）の指導監査等による児童養護施設としての外部監査を定期的実施され、事業運営の検証及び指導による事業運営が取組まれています。</p>		

## Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の子ども会・公民館行事への参加等が積極的に取組まれ、西町地区とんど祭り、青谷祭り（春・夏）、やまびこクラブ（田植え）、ライオンズクラブ交流（地引網）、民生委員との交流（そうめん流し）、露谷地区の納涼祭、青こキッズ見守り会（ミニ講演）交流、退公連交流、露谷・西町地区運動会等への交流や参加による地域への施設運営の理解や運営への協力への取組みが行われています。</p> <p>職員は、日常から地域との絆や関わりの大切さを認識した地域への対応が行われ、昨年の施設が水害被害を受けた時の地域の多くの方々のボランティアによる復旧支援を受けることができました。</p> <p>また、地域の子どもの友達が遊びに来るなどホーム内のリビング・園庭を解放して、地域との交流の輪を広げる取組みが行われています。</p> <p>更なる地域の多くの企業、団体等への交流を深め入所子どもたちが地域の皆さま方に多くの温かい気持ちの応援をいただけるための活動に期待します。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設として、自治会行事への参加や多くの地域交流が行われ、地域ボランティア交流の受入れは、オリエンテーション等による事前説明（秘守義務及び注意事項）等が行われ、「学習ボランティア（週1回）、遊びボランティア（月1回）、華道教室（月1回）、金融教育（月1回）、及び交流事業等で施設へ多数の訪問の方々が来園されています。</p> <p>ボランティア受入れを明文化したマニュアルの編成を行い、ボランティアの必要性及び職員としての対応内容・行動意識等の共有を図る等、児童養護施設としての基本姿勢を明確にした取組みを望みます。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>関係機関（子育て支援センター、児童相談所、警察署、消防署、病院、保健所、青こキッズ見守り会、公民館、苦情処理第三者委員会、ボランティア団体）等に加え、（幼稚園・小・中・高校）との連携及び児童養護施設協議会、児童福祉入所施設協議会、子ども家庭養育推進官民協議会等との連携による課題・問題等への対応を適切に行なわれています。</p> <p>施設内への連絡体系一覧の整備は行われています。また、子どものアフターケア等を含め、地域のネットワーク作りに取り組まれています。</p> <p>更に、いじめ・不登校総合対策センター、子ども発達家庭支援センター等、当園で発生した場合を想定して、日頃からの情報交換による関係構築等を深める取組みの継続に期待します。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>民生委員との交流も行われ、施設の説明等積極的に行われ、福祉ニーズ等の把握にも取組まれています。</p> <p>児童養護施設のショートステイ事業（短期入所の養育等）のニーズや「けたかくるり子ども食堂」の設立への協力等、今後も地域のニーズを継続的に収集され、積極的に貢献されること期待します。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小舎制ホームということもあり、多くの方が利用できる共有スペースが無く、施設開放等は実施が難しい現状であるが、現在進行している「こども食堂（けたかくるりこども食堂）」構想の実現のための協力が進展していることから地域の子どもや家族の方々との交流を進めながら当施設の持つ機能（こどもの遊び・子育て相談等）を活用できる取組みを進めて行かれています。</p> <p>地域との交流が68年の歴史の中で大切に引き継がれ、公民館活動及び地域のお祭りや運動会等へ積極的に参加されています。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本方針が施設内に掲示、更には、事業計画書、施設案内、ホームページや施設案内広報誌等で組織内外に「子どもを尊重した取組み」の宣言が行われ、職員への共通した理解の基に施設運営が行われています。</p> <p>施設内「虐待防止改善計画」に即した、養育の資質向上を目指す為、組織の管理運営者の基幹的会議が開催（随時）され、子どもの基本的人権の保護及び身体拘束や虐待防止対策等、職員育成に向けた検証や育成が行われています。</p> <p>児童虐待防止に関する参考資料（手引書）が作成され、子どもの尊厳を尊重する取組みに向けた取組みが行われていますが、定期的な改善・見直しが求められます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した・支援提供が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報（個人記録・書式）に関する手引書が整備され、子どもの権利擁護の養育・支援が行なわれています。</p> <p>基本的に各ホームは個室対応が中心（各ホーム1室のみ：2人部屋）で、子どもの一人ひとりが守られたプライバシー保護環境となっており、子どもの成長過程における個室入所等配慮した取組みが行なわれています。</p> <p>日常で知り得た施設内の子どもの各種情報等について、職員としての「秘守義務」を共通認識として動議付ける「プライバシー保護」や「権利擁護」についての定期的な勉強会や周知が行われることが望まれます。</p> <p>また、プライバシー保護及び権利擁護等のマニュアル編成及び定期的な改善・見直しが求められます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設利用開始時に、子ども（保護者等）へ「青谷こども学園ご案内」により、理念・運営基本方針に基づきホーム運営や子どもたちの目標、一日の生活サイクル、入所後の暮らしのルールや各種行事日程等の説明及び保護者等からの意見・要望書及び施設内見学等、子どもや保護者の理解を得た入所選択による支援が行われています。</p> <p>今後に於いても入所して、安心・安全で将来への希望を持ち、生活できる家族的な営みができる施設である旨を情報提供できるための取組みを期待します。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・変更において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所のアセスメントによる児童記録票（家庭の暮らしの記録）等や保護者からの聞き取り等、「児童自立支援計画票」のライフプラン等が作成され、そのプラン等の経過等についてケースカンファレンス（ケース会議等）が定期的に行われています。</p> <p>児童自立支援計画票記載マニュアル（県版）に基づき、施設としての暮らしやルール化等、子どもや保護者に同意を得る説明（訪問など含む）が行なわれています。</p> <p>社会環境の変化や行政の児童養護に関わる法改正等における養育・支援の変更等及び子ども一人ひとりの状況変化（成長含む）の把握や改善及び児童相談所等の連携を図り、保護者からの施設での子どもの様子等の聞き取り要請がある場合に適切に対応（子ども一人ひとりの養育状況の現状整備等）するための取組みが望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭復帰は、保護者へ自立支援計画票の記録に基づき、生活の様子や家庭の暮らしの配慮事項の説明が行われています。</p> <p>関係機関（児童相談所や学校等）との情報交換が行われ、子どもが悩みごとや心配な事がある場合は、気軽に施設に相談するようにと案内が行われています。</p> <p>なお、措置変更による移行は、真の児童の最善の幸せかを慎重に見極めるなど関係機関（児童相談所や学校等）との情報交換を深め適切な対応が求められます。</p> <p>移行後は、相互に関係性が気薄になることから子どもの悩みや心配な事がある場合は、気軽に施設に相談するようにと案内が行われています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>主たる施設運営は、各ホーム（本園3棟、分園2棟）を中心に行われ、ホーム会、ホーム長会及び給食部会、管理宿直等の職員との意見交換等で子どもの満足度の検証が行われ、課題対策等が検討・改善対策が行われています。</p> <p>子どもからの日常生活や行事等の多様な意見や要望等は、小学生会、中学生会、高校生会等学齢別部会や代表者会でも意見交換の場が設けられています。</p> <p>職員異動が少なく、児童との関係性が深まり、生活の困りごとや改善点等を気軽に言える人間関係が構築されています。</p> <p>それぞれのホームでの意見・要望の集約が行われ、総合的に判断して各種の計画（行事参加計画や運営計画等）に反映されています。</p> <p>子どもが夢と希望を持って生きるために、前向きで楽しみ多い施策や行事等、今後とも取組まれることを望みます。</p>		

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>社会福祉法第82条の規定に沿って、苦情解決委員会（正副園長、ホーム包括長、ホーム長で構成）による苦情受付（受付担当：ホーム長等7名窓口）、苦情解決への調整、記録、法人苦情解決第三者委員会報告等による苦情に対する対応が行われています。</p> <p>本園（管理棟及び3ホーム）及び分園（2ホーム）全ての玄関先には「意見箱」が設置されています。</p> <p>事業計画、施設案内、ホームページ等への苦情解決体制（第三者委員会・青こキッズ見守り会含む）が掲載され、子どもや保護者等及び地域からの苦情情報等を取り込み苦情処理の検討・改善対策などの仕組みや体制が整えられています。</p> <p>苦情内容は、記録・検討され解決対応等について組織内で共有され、年度末の事業報告書等で報告されています。</p> <p>また、苦情内容や対応等のフィードバックが行われ、苦情申請者等の了解が得られた場合のみ公表されています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの相談や意見・要望等については、学齢別会（隔月）、児童代表者会（隔月第三土曜日）が開催（こどもサポートチームが対応）及び日常の各ホーム単位に相談があった場合は、毎朝、行われる本部管理棟での朝会で報告されます。</p> <p>意見や要望への回答は、苦情解決委員会と同様の対応となるが、子どもへのフィードバックは、青谷こども学園としての統一化された回答の対応が行われています。</p> <p>日頃の職員と子どものコミュニケーションの積み重ねの中から相互信頼の関係が生まれ、意見が述べやすくなるものです。</p> <p>今後においても一人ひとりの子どもが頼りとできる良き相談相手・支援者としての取組みに期待します。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、施設的かつ迅速に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>多様な子どもの意見・要望に対して、全職員の誰もが責任を持って受け止める仕組みとなっており、苦情解決委員会による迅速な検討及び回答のフィードバックが行われています。</p> <p>子どもからの相談や意見等への即答がベストですが、相談内容によっては、組織で検討が必要なことも発生することから回答日等を知らせておくなどのルールを設定する等、信頼される大人の見本を示すこと必要と考えます。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事故対応・事故防止マニュアルの編成に基づき、組織内の「防災部会」及び生活支援等「衛生管理」「保健衛生」「安全指導」の分掌（事務・管理・指導）担当を配置し、組織の安心・安全に関する対応及び環境整備、住居内外の安全・衛生点検（対策）や組織内の安全指導等が行われています。</p> <p>日常のヒヤリハット記録及び事故報告の定着化（朝会報告）や再発防止策等、安全意識の職員間での共有が図られています。</p> <p>また、安心・安全なホーム内での生活支援への緊急連絡体系及び関係機関（警察、消防、病院、学校、行政）との連携等の情報交換等が行われています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症予防・対応研修会等による安全確保の取組み及び保険衛生担当の「ホームの衛生管理点検・指導等」や給食部会（毎月1回）の意見交換会等が行われ「安心・安全な食生活」及び必要に応じて「保険衛生・健康に関する学習会」が開催される等、感染症予防への対策の取組みが行われています。</p> <p>緊急時の全職員の対応策として、感染症予防・対応マニュアル等の編成や改善・見直し等が定期的に行われることが求められます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>組織の防災部会による防災訓練の策定及び防災訓練の実施（毎月）及び防災時の対応（災害時の食料備蓄含む）等の検証や組織としての自助・共助に役立つ勉強会が行われています。</p> <p>また、法人本部で開催される「救急救命」や「AED講習」等への参加も行われています。</p> <p>防災部会として、防災マニュアルの編成や改善・見直し等に基づいた防災計画・避難訓練及び災害非常連絡網（子ども安否確認含む）の整備、学校、地元自治会、消防署、警察、病院、児童相談所、行政等との日頃の連携や連絡一覧表の整備が行なわれています。</p> <p>安否確認訓練及び災害時に必要な道具（非常用持ち出し袋、LEDランタン、非常用薬箱、笛など）や食料備蓄（リスト整備・賞味期限等の点検含む）の取組み等、地域事情を考慮した災害時の想定外を掘り下げた対策検討や取組みに更に期待します。</p> <p>社会的価値観を持つ事業の今後における取組みとして、現状の防災計画対策に加えて、施設災害等の緊急事態に遭遇した場合に、事業を継続して行くための対応力の計画書である「BCP（事業継続計画）」の検討に期待します。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく、社会的養護推進計画（県）及び児童自立支援計画票（鳥取県版マニュアル）に基づき、当園の諸規定や事業運営計画（青谷こども学園ご案内書）が策定され、施設運営全般にわたる基本的な養育・支援の実施が行われています。</p> <p>社会の変化や養育・支援方針等の変更・見直し等を考慮し、現状に留まることなく新たな施策や改善対策等の取組みが望まれます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホーム職員によるホーム会・ホーム長会（毎月1回）が行われ、児童への養育・支援等についての対応課題や対策等の改善や見直し及びホーム間での情報共有が行われています。</p> <p>また、ケース検討会（毎週）開催され、園全体で対象ケース等を見直し、再評価するなど児童の支援のあり方を考える取組みが実施されています。</p> <p>今後においても子どもの施設運営における各種取り組み（職員が同一な認識や技法で対応する）について、必要で多様なマニュアル及び手順書等の編集・改善・見直し等の仕組みの更なる取組みが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養護・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所時の児童相談所からの児童記録票及び子ども（保護者等）とのアセスメントによる児童一人ひとりの自立支援計画票が策定されています。</p> <p>利用開始時の子どもと担当職員との信頼関係の構築の取組みや担当職員だけに養護・支援を任せのではなく、施設内に関係部門による「ケース検討会」や「心理部会」等で子どもの養育・支援状況を基に、対象児童のケース見直しや再評価が行われています。</p> <p>また、心理療法士職員による研修（メンタルミーティング・グループワーク、（初対面での会話・対応手法等）・セカンドステップの計画・実施）及び児童（職員含む）へのストレスチェック等の実施等、現状の日常生活支援が効果であり、子どもたちの情緒面が安定した生活で過ごされています。</p> <p>入所時のアセスメントによる自立支援計画に基づき、養育・支援が日常生活を通じて、ケース検討会等でのカンファレンスにより、違い（異差）がある場合は、児童自立支援計画の見直しに加えて、児童相談所への改善・見直し等の情報提供等が適切に行われること望みます。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「児童自立支援計画票」の記載マニュアルに基づく、子どもの個々の成長過程等の現状の評価や検証・見直し（ライフプラン等年2回）が行われています。</p> <p>子どもの養育・支援に大きな変更や見直しが発生した場合は、保護者への適切な情報提供や同意等が適切に行われることが求められます。</p> <p>また、子ども一人ひとりの「児童自立支援計画票」等の自立支援の5つの理念における項目等の現状分析や検証等の対策をタイムリーに実施して、子どもが当園で受けた養育・支援において、将来の社会生活が有意義になるための取組みに期待します。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設方針である子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況（実績等）や記録書の様式も統一化され、日々の記録（パソコン作業）が整理されて、管理棟で行われる朝会に報告され、組織全体で養育・支援状況等の共有が図られています。</p> <p>子どもの養育・支援に関する情報共有が、職員の勤務特性からも業務の効率化及び記録が適切に運営されるための情報化（ICT）の推進も検討されると良いと思います。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども（保護者等）等の全ての記録に於いては、管理棟の書庫（施錠管理）により園長の管理下で適切に保管されています。</p> <p>個人情報保護方針に基づき責任管理体制が確立され、職員の秘守義務に関する誓約書及び情報記録等の適正な管理（保管収納場所の施錠）等が行われています。</p> <p>個人情報保護マニュアルの編成による定期的なハード・ソフトの運用両面での職員研修の実施が望まれます。</p>		

## 内容評価基準（25 項目）

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-（1） 子どもの権利擁護 ※a・cで評価		
A①	A-1-（1）-①子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設入所前のアセスメント（児童相談所）時の「子どもの権利ノート（読み合わせ）」による子ども（保護者等）に対する説明が行われ、理念・運営基本方針に沿った児童虐待防止に関する参考資料（手引き書）が作成され、子どもの権利擁護の意識を強く持った養育・支援が行われています。</p> <p>職員は、権利擁護（新任研修、被虐待児童防止研修、権利擁護チーム研修、CSP研修等）の研修参加や施設内への権利擁護のポスター掲示やリーフレット等子どもの権利擁護に対する意識の強化が取組まれています。</p>		
A-1-（2） 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-（2）-①子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>5つの各ホームから児童代表者の集まり会（随時）による「住みよい生活の在り方・園内行事の企画・運営検討」等の意見交換や学齢別こども会（小・中・高校生）が構成されており、人権擁護関係や社会的ルールについての意見交換等、権利・義務についての理解を促す取組が行われています。</p> <p>生活習慣や社会的ルールの学びを促す場面では、「自由と権利」には、「責任と義務」が作用と反作用の関係にあることを子どもたちに理解してもらう取組が社会生活では重要であり、発達段階に応じた権利擁護等の学びプログラム等の編集を行い子どもたちが社会で生き抜くための取組みに期待します。</p>		
A-1-（3） 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-（3）-①子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの生き立ちの振り返りについては、子どもの発達段階に応じて必要な場合には、伝え方や内容を職員間で話し合い、職員間でしっかりと連携を取りながら進められています。</p> <p>日々の暮らしの中での何気ない会話や夕食時に料理のお手伝い等お互いの信頼関係が構築できるよう正面から向き合い積極的に話しかけられています。</p> <p>更には、学園行事や地域への運動会やお祭り行事へ一緒に参加する等、お互いの信頼を通じて、自分史づくり（アルバム作成）や自立支援計画票の作成等に職員が参画し、子どもと一緒に「夢」の実現に向けての取組が行われています。</p>		

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等 (※a・cで評価)		
A④	A-1-(4)-①いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待防止研修への積極的な受講及び児童虐待防止手引き書に基づき、組織内に「こどもサポート担当」及び「CSP研修担当」を配置し組織内研修の実施、学園内で不適切な関わり防止対策や早期発見の取組みが行われています。</p> <p>法人としての就業規則及び児童養護施設等へ児童福祉法の規定に沿った被措置児童虐待（届け出制度含む）等、子どもの人格を損なう行為を絶対しないさせない決意で組織的に取り組まれています。</p> <p>虐待チェックリストの実施を行い、毎日の朝礼において、体罰や屈辱を与える言動や態度等についての確認（チェック記録）を行うなど、四半期ごとに記録を基に、子どもの尊厳を守る職員相互の意見交換の場を持つ等、組織的に強く意識されている重要な取組みとして継続されること期待します。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-①職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、子どもの一人ひとりの心身の状況（所作・言動等）把握やホームでの食事時間や各種行事等に日頃の生活の中での気づきなど相互に話し合いながら子どもが快適な生活ができるための取組みが行われています。</p> <p>各ホーム代表者会議や年齢別子ども会議等で、住みよい生活の在り方や園内行事の企画や運営等の検討（組織内にこどもサポートチーム編成）が行われ、子どもたちが主体的に意見や要望を出し合って、快適なホーム生活を営むための取組みが行われています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-①子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所と連携を取りながら、家庭支援専門相談員が中心となって支援されています。</p> <p>施設への入所案内（保護者用）及びパンフレット等が整備され、法人理念・運営基本方針、所属ホーム内容（スタッフ・ホーム運営・生活の目安（1日）・面会・帰宅（外出・外泊等）・入所後の動き（家族再統合等）・学校行事及び施設の年間行事や地域交流活動等の予定・施設の共同生活における規則（ルール）、学用品、衣類、ケガや病気対応等々）及び支援（援助）方針等が具体的に説明され入所が行われています。</p> <p>家庭復帰後についても一定の期間子どもと保護者の様子の把握に努められています。</p>		

A⑦	A-1-(6)-②子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設を退所後の支援については、子ども一人ひとりの個別的支援を強化するために、心理療法担当職員、個別対応職員、家族支援専門相談員等の専門職を配置、新たに里親支援専門相談員を今年度から配置され、個々のケースについての支援（援助）を行う取組みに努められています。</p> <p>里親生活体験等の取組み及び高校を卒業する子どもへのリービングケアとしての活動は、高校卒業後の就労先（就職）等の開拓取組みが行われています。</p> <p>また、児童の退所後についてもアフターケアに時間を費やして行われ、良好な関係を維持するための支援（アフターケア「ひだまり」の充実及び里親支援機関等の連携強化体制）が行われていますが、就職後の厳しい生活状況等の把握や対策等に努力されています。</p> <p>施設を退所する前のリービングケア（子どもの巣立つ前の取組み）は、子どもの発達段階に応じて、子どもの将来への夢や希望（高等教育含む）を自立支援計画に反映させる等、自らの目的や目標を意識した日常生活を過ごす取組みに期待します。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-①日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日々のホームでの暮らしの中でのコミュニケーションによる生活に加え、組織として、こどもサポートチーム（ホーム包括長・ホーム長で構成）が、学齢別子ども会議（毎月）の開催及び児童代表者会（各ホームからの代表者）が随時に意見・要望等の会議が開催され「施設の住みよい生活のあり方」「園内行事の企画・運営の検討」等が行われ、その会議内容の取りまとめやサポートが行われています。</p> <p>余暇の過ごし方は、子どもの自主性を尊重されていますが、最近では、スマートフォンによるオンラインゲーム等についてはホームで約束事を作成されています。</p> <p>学校・施設・地域のイベント行事等はリビング等へ掲示して、一人ひとりの子どもが意識と理解が促された施設での健全な生活習慣の学びを工夫するなどの取組みが行われています。</p>		

A⑨	A-2-(1)-②基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、日常の衣食住への支援や一人ひとりの子どもの生活状況を子どもと個別に向かう時間を持って、子どもの欲求等の把握に努められています。</p> <p>食べ物の好き嫌いやアレルギー等の病歴にも配慮しながら夕食の時間設定は、クラブ活動等で遅くなる児童には、電子レンジや冷蔵等により美味しく食べられる工夫や年齢や個人差に対応した配慮が行われています。</p> <p>子どもからの意見や要望が出やすい環境作りとして、キャッチボールやサッカー、食事のお手伝いやアイロンかけ、ボタン付け等を子どもたちと一緒にするなど日常生活の支援が行われています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもは、自らの力を試したい及び行動したいという挑戦する気持ちが旺盛である等「子どもを見守る姿勢」へのホーム会や職員会議等での児童支援姿勢の共有及び多様な研修等に職員は参加され、子どもの見守りを心掛けられています。</p> <p>①命に係わる危険行為は注意（叱られる）②子どもの挑戦を止めない（チャレンジ精神の醸成）③施設内の生活や学習等のルールの設定（目的・目標含む）④社会のルールを守るための「しつけ」をしっかり行い定着させる（個々のルールの何故を理解させる）⑤自分がいやなことは、他の人もいやなことが考えられ、理解できる子どもに育てる等々の実生活生活における基準設定や子どもとの共有理解や施設としてのチェック管理による取組みが求められます。</p> <p>子どもの正しい判断力や行動、自己管理等を学ぶ「見守りプログラム」等を自立支援計画票に反映させた養育が行われることを期待します。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>こどもサポートチーム（ホーム包括長・ホーム長）が構成され、5つのホーム運営及び生活のあり方（衣食住）や園内・地域行事の企画等への支援の取組みが行われています。</p> <p>特に、各ホームでの意見交換等が行われ、「児童代表者会」や小学校会、中学校会、高校生会による「学齢別こども会議」における子ども発達段階の意見・要望等が総括されながら園内・園外活動による学びの場が計画されています。</p> <p>施設には、砂遊び場、バスケットゴールポスト、園庭（分園）、自立訓練室、集会室（読書（図書）、絵画や工作等）、ピアノ（本園・分園）、ファームガーデン等の遊び場や自由に過ごせる場が確保されています。</p> <p>月に1回遊びのボランティアの学生さんが来園されています。</p>		

A⑫	A-2-(1)-⑤生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>生活の中に基本的な生活習慣として「定時睡眠、食事（朝昼晩）、歯磨き、トイレ、清潔（施設及び自室等の身の回り含む）、衣服の着脱」の習得を目指す養育が行われています。</p> <p>小学校入学後は、学校集団生活及び施設内の各種行事や地域交流・行事等の異年齢交流を通じた社会常識及び規範等の学びが行われています。</p> <p>更に、施設としてのリービングケア（退所後の社会生活を意識した取組み）としての社会的ルール観（社会的常識・社会的規範）等の道徳的観点と法律的観点の重なり合う社会生活における常識の学びを学校教育と連動させた、施設としての養育が求められます。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-①おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>明るく清潔感のあるダイニングルームとなっており、子どもたちのアンケートでも食事を楽しみにしている子どもが多く、温かい物は温かく、冷たい物は冷たくという適温管理にも気を付け、おいしく食べられるよう心掛けておられます。また、食事の品目も多く、お腹いっぱい食べられるように心掛けておられます。</p> <p>月に1回ホーム毎に献立を決め、買い物から調理、会食、片付けまで子どもと職員だけで作る「フラワーデイ」あり、調理の経験ができる日になっており、また、施設創設当時の質素な食事を「三白の日」として、毎月1回実施され子ども達に伝えられています。</p> <p>低年齢の子どもの食事マナー（遊びながらの食事等）が気になる年上の子どもの意見があるのでみんなで楽しい雰囲気の中で食事ができることの工夫も期待致します。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-①衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢等に応じて、職員と一緒に同行して、子どもが衣服を自由に選んで買い物が行われています。</p> <p>自分の好みの衣服を選んで着る等、季節毎の衣替えの実施、及び休日の施設で過ごす時、地域でのイベントに参加する時、友だちの所へ遊びに行く時等、子ども一人ひとりの個性や自己表現が行われるように支援されています。</p> <p>また、衣服の洗濯、洗濯干し、アイロン、ボタンつけ等、お手伝いもできるように支援されています。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-①居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的に一人部屋（5棟の各ホーム毎に1室のみ2人部屋）の居室空間で、一人ひとりのプライバシーの確保やひとりでの自由な居場所が確保された暮らしとなっています。</p> <p>個人部屋の掃除は各自で行っている。必要に応じて定期的に職員が子どもと一緒に掃除を行う支援も行なわれています。</p> <p>リビングは職員が掃除し、ゴミの分別はその都度指導され、子ども達はゴミ出しの手伝いをしています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-①医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもに対する嘱託医による健康診断及び心理療法担当（必要に応じた心療内科等の専門医検診等）による心身の健康管理が定期・継続的に行われています。</p> <p>また、小・中・高校生等は、定期健康診断で学校主導の検診が行われ、結果等も情報提供が行われています。</p> <p>母子手帳を参考に、定期の予防接種・ワクチン等（日本脳炎、ジフテリア、破傷風、麻疹、おたふく風邪等）について、嘱託医・行政（学校含む）との連携等を適切に行うなど、行き違いがないよう今後も継続した取組みに期待します。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-①子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>異性間（同性間含む）の関係について、職員は十分に気を付けて生活習慣等を観察され、朝会やホーム会等で児童等の様子の共有が図られています。</p> <p>職員は、子どもの発達段階での性に関する研修等を受講する等の知識や理解はあるものの発達課程の年齢に応じた性に対する知識や関心及び相手を労わる人間としての大切な理解を促す段階的なカリキュラム（自己中心的な欲求による自制心のない行動や相手の心身を傷つけることは、犯罪につながる等、責任と行動を正しく理解させ、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるようにする）等、現代の社会における「セクシャル・ハラスメント」、「誘拐やつきまとい（ストーカー）」、「性的ないじめや暴力」、「強制わいせつなどの様々な性被害について」子どもが主体的に学びたいと認識できる生命や人格の尊重、男女平等の観点から学校（小・中・高校）との連携（学習要領による教育と連動）による施設における発達段階に応じた集団・個別の養育・指導が望まれます。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>最近の問題行動を起こす子どもがいないが、もしも起こった場合は、まず最初に周りにいる子どもの安全に配慮をし、問題行動を起こした子どもに対しては、人格を否定せず、適切な援助で対応できるよう研修は継続して行われています。</p> <p>外泊や夜間外出等は、ホーム長から事務棟へ報告し園全体で確認し対応するようにされています。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各ホームからの情報収集（毎日の朝会や職員会議）による施設内での子ども間のトラブル（いじめ・差別）等について報告が実施されています。</p> <p>子どものいじめ、差別等は、職員の視野に入らない場合もあることから子ども一人ひとりとの相互信頼に取り組み多様な子どもからの情報収集（何気ない会話でキャッチする）の取り組みが望まれます。</p> <p>組織として、常に「暴力、いじめ、差別」等、永遠のテーマとして組織内や学校等での状況（暴力やいじめをさせない受けない）を把握する為のアンケート調査等を定期的実施されることを願います。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理療法担当職員（有資格者）が配置され、組織的に「心理部会」が形成され、児童や職員へのメンタルミーティング、グループワーク及びセカンドステップの計画・実施が行われています。</p> <p>ホーム長会（毎月1回）へ心理療法担当職員も参加し、対象の心理的ケアを必要とする子どもへの定期的なカウンセリングや症状に対する支援・処方等を共有され、保護者等への情報提供や児童相談所との情報交換が定期的に行われています。</p> <p>ホーム長会では、各ホームの近況報告、子どもの支援のあり方、中途措置児童ケースの初期カンファレンス等の見直し等（児童支援計画に反映）が行われていますが、ケース検討会等を有効に活用して、組織全体での職員が共通の認識で一人ひとりの子どもに接するための心理的ケアの必要な取り組み等の取り組みが望まれます。</p>		

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A-2-(9)-①学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホーム内の個室及びリビングでの学習環境が提供されています。</p> <p>学習塾や高校等への就学への機会が保障され、特に小学校の低学年等へは、学校の宿題等が済んでから遊ぼうなどの声掛けや各ホームのダイニングルーム内へも学校から周知事項や行事の掲出（小・中・高校別）が行われ、学校行事に対する忘れ物等無いように配慮されています。</p> <p>週1回の学習ボランティアも行われ、学習支援等が行われています。また希望すれば学習塾等にも通うことができます。</p> <p>子ども一人ひとりの学力の向上プログラム（子どもが希望する進学・進路に必要な）による進捗管理が行われる等の学習支援に期待します。</p>		
A㉑	A-2-(9)-②「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童養護施設の最大の目的は、できる限りの家庭的で安定した生活環境を整えると共に、生活習慣、学習支援、生活環境等を確保し、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能と役割を維持した。児童の最善の利益を追求するための施設を目指した運営が行われています。</p> <p>現状の入所時の児童相談所におけるアセスメントによる児童票に基づきケアプラン（自立支援計画票）が計画され、施設での生活している時の最善の利益が提供されている。</p> <p>入所は、18歳の高校卒業時までと定められていることから子ども一人ひとりの将来を志向した自立への道の支援計画に必ずしも成りえない施設としての悩みや現状が想定されます。</p> <p>子どもの将来の夢を目指すものがあるから今があり、今があるから将来の夢を目指すことが出来る。子どもの将来への最善の利益が叶うためのケアプランが計画されることを望みます。</p>		
A㉒	A-2-(9)-③職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>将来を展望した場合の経験を積ませる為に、希望者へは、学校の許可による限定的ではあるが、地域の商店等へのアルバイト等が行われています。</p> <p>子どもが必要とする各種免許取得及び職場実習・体験等については、学校教育と連携した社会学習の中での取り組みとして調和を図り、実習先や体験先等の開拓取組みに期待します。</p>		

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A⑭	A-2-(10)-①施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを支援していく上で、保護者の支援も重要ですので、家庭支援専門相談員（2名体制）の役割がとて重要となってきます（前回の受審時より補佐として1名増員）</p> <p>再び家族と児童が歩み寄れるための子ども支援と親支援（各相談等への対応含む）、早期家庭復帰を目標に家庭への総合的な支援が行われています。</p> <p>今後も家庭支援相談員を中心にしてより一層の信頼関係を構築して頂く事を望みます。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A⑮	A-2-(11)-①親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭との信頼関係構築に基づいた家族再統合プログラム作成、家族支援のための関係者会議（ホーム担当者、ホーム長、心理療法担当等）の開催及び家庭訪問、家族交流の計画と親子生活訓練や家庭生活体験事業、子どもの帰省の調整などの計画や実践の取組みが行われています。</p>		